

お間違えなく!!

「課 4けたの数字」とある場合は、まず伊奈町役場の代表番号(☎721-2111)におかけのうえ、内線番号をお伝えください。

平成23年4月1日からの登記印紙の取扱いに関する法務局からのお知らせ

本年4月1日から、登記事項証明書の手数料は、これまでの登記印紙に替えて、収入印紙で納付していただくことになりました。ただし、当分の間、登記印紙を登記手数料の納付に使用することができます。

また、同日から登記手数料の改定(登記事項証明書1通1,000円から700円に引き下げ等)がされております。

詳しくは、さいたま地方法務局総務課☎851 1000にお問い合わせていただくか、左記のホームページをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/frame.html

## 伊奈町中部特定土地区画整理事業の事業計画変更

伊奈町中央駅周辺で施行中の伊奈町中部特定土地区画整理事業の事業計画変更(第六回)を行いました。

主な変更内容は、新幹線側道の区画街路化と調整池面積

の縮小等です。

今後とも事業終了に向けて努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

都市整備課区画整理管理係 ☎2442・2443

## 住宅用火災警報器



すべての住宅に火災を知らせる住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器等は、火災により発生する煙を自動的に感知して警報音や音声で知らせる機器で、火災の早期発見により大事にならずにすんだ事例が数多くあります。また、設置がお済みでない方は速やかに設置してください。

どこに取り付けるの? 取り付けが必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも必要となります。

どこで購入できるの? ホームセンターや家電販売店、防災機器取扱店等で購入できます。購入の目安として

品質を保証する日本消防検定協会の鑑定マーク「NS」が付いている製品を選びましょう。

消防本部消防課予防係 ☎722 8111

## 悪質な訪問販売・点検に注意してください!!

埼玉県内で住宅用火災警報器や消火器の悪質な訪問販売等が多発しています。

「消防署の方から来た」役所から頼まれて来た」などと偽り、不当な価格での住宅用火災警報器の販売、消火器の販売・点検・薬剤の詰め替えを行う訪問業者がいます。

次のことにご注意ください。消防職員や町職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器などの販売、点検、点検などは行っておりません。

法律では住宅用火災警報器等の設置は義務化されておりますが、一般の家庭に消火器の設置や点検の義務はありません。

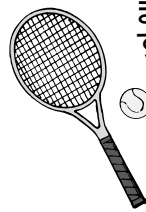
被害にあわないために... 相手の身分と用件をしつかり確認する。安易に家の中に入れない。契約は家族などと相談し、その場で書類(契約書)に

押印やサインをしない。

断るときは、毅然とした態度ではつきり断る。

消防本部消防課予防係 ☎722 8111

## 丸山スポーツ広場テニスコートの抽選予約を開始します



コート改修工事が8月末日で完了する予定となりました。これにより、6月1日から9月利用分の抽選予約が開始できるようになります。

生涯学習課スポーツ振興係 ☎2544

## 障害基礎年金の加算拡大に伴う児童扶養手当の受給

これまで児童扶養手当については、児童が父または母に支給される公的年金給付額の加算の対象になっていた場合には支給されないことになっていました。

平成23年4月1日以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合は、児童扶養手当を受給することができるようになりました。

## 広告

相続の手続、遺言書の作成、成年後見、離婚等の各種ご相談

行政書士法人 彩の国法務事務所

☎048 796 4054

伊奈町栄4-4-10(南小学校すぐそば)



私にお任せ下さい!!!  
行政書士  
平峰 直彦

東日本大震災に愛の手を  
チャリティー 葵会舞踊まつり

日時 5月15日(日) 12時30分開演 **入場無料**  
場所 伊奈町総合センター3階大ホール  
※先着200名様におみやげ進呈  
問合せ 関水富美子 ☎721-4965

掲載希望の方は、掲載希望月の前月5日までに、持参または郵送で企画課秘書広報係まで。ただし月により締切日が変わることもありますのでお問い合わせください。

# 子育て支援センターへ 遊びに 来ませんか?



5月のご案内

	曜日	時間
利用時間	月曜～金曜	9:30～12:00
電話相談		13:00～16:00

午前利用できない日 (13:00～利用可)	16日(月)・17日(火) 20日(金)・24日(火)
一日利用できない日	10日(火)・27日(金)

年齢別に合わせた遊びやお話を楽しみましょう。

時間...10:30～11:00

開催日	事業名	対象
12日(木)	ももちゃん	0歳児と保護者
19日(木)	すみれちゃん	1歳児と保護者
26日(木)	さくらちゃん	2歳以上の幼児と保護者

第1、3月曜日午前はサークル貸出日となっています。

詳しくは町ホームページや子育て支援センターだよりをご覧ください。

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp>

☎ 子育て支援センター(北保育所内)

☎728-3482

月～金曜日 9時～17時(祝日を除く)

申請が必要な方(児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の間で受給変更ができる場合)  
一定の障害の状態にある配偶者に、障害基礎年金の子の加算が支給されている方で、児童扶養手当を受給していない方。または、配偶者に障害基礎年金の子の加算が支給されておらず、児童扶養手当も受給していない方。  
母子世帯や父子世帯の方は同受給変更ができません。  
これまで、やむを得ない理由により請求手続きができなかった場合は、平成23年8月31日までに手続きをすることができます。

**文化振興基金助成事業の受付**  
活動成果発表等助成事業  
対象 県内のアマチュア文化団体  
内容 8月～11月に実施する、芸術文化の振興(活動成果の発表など)、伝統文化の継承・保存(後継者の育成、備品整備など)等  
金額 対象経費の2分の1以内(上限25万円)  
対象 子どもの文化芸術体験事業  
内容 文化団体、NPO等  
7月～24年3月に実施する、子どもを対象とした文化芸術の体験、鑑賞、活動発表等  
金額 対象経費について20万円以内

円以内  
申、ともに5月1日(日)～5月23日(月)(消印有効)までに所定の事業計画書(県ホームページ)か県文化振興課(県庁内)で入手)を郵送で同課(〒330 9301さいたま市浦和区高砂3 15 1 ☎831 2884)へ。

**開催します**  
ようこそ!  
パソコン寺子屋へ  
初めての方も簡単な登録ですぐに参加できますので、みなさんの参加をお待ちしています。

期日	ワンポイント講座テーマ	Q&Aコーナー
5月8日	デジカメ操作体験とデータ取り込み	パソコン相談、Vista&Office2007/2010
5月22日		
6月12日	初めてのエクセル操作	
6月26日		



なお、6月までは左記のとおり「ゆめくる」の内容も併せて開催します。  
時間 13時30分～16時30分  
場所 パブリックルーム(ウニコス内)  
持ち物 パソコン、筆記用具  
対象 町内在住・在勤の成人15名  
事前申込不要  
参加費 無料  
主催 パソコン寺子屋運営委員会

生涯学習課 ☎2541  
対象 町内在住の就学前の乳幼児とその保護者  
時間 9時30分～11時(雨天の場合は中止)  
申・☎  
北保育所  
内宿台 5  
☎728  
中央保育所  
小室 6968  
☎722  
南保育所  
小室 3114  
☎722  
1855

平成23年度前期予定

期日	保育所
5月13日(金) 7月8日(金)	北保育所
5月10日(火) 7月12日(火)	中央保育所
5月11日(水) 7月6日(水)	南保育所
6月10日(金) 8月5日(金)	
6月21日(火) 8月9日(火)	
6月15日(水) 8月10日(水)	

**保育所地域交流会**  
保育所では、地域にお住まいの子育て中のみなさんと、保育所の子どもたちとの交流会を開催します。  
保育所の子どもたちと一緒に、外遊びをしながら、育児に関する相談、子育ての助言などを行っています。  
お気軽にご参加ください。